

3

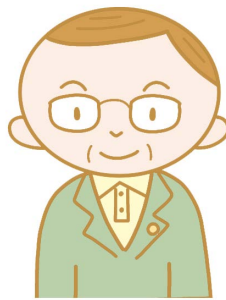
にん い こう けん かん とく にん
任意後見監督人
せん にん もうした
選任の申立て



- 判断能力が低下した時点で住所地(住居登録している場所)を管轄する家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。
- 申立てをすることができる人は、本人・配偶者・四親等内の親族、任意後見受任者です。

4

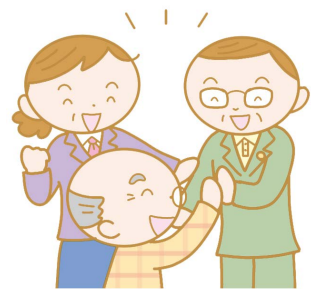
にん い こう けん かん とく にん
任意後見監督人
せん にん
の選任



- 本人調査等の後審理が行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を職権で選任します。
- 任意後見受任者は任意後見監督人が選任されると「任意後見人」として職務を行います。

5

かい し
開 始



- 本人の意思を尊重し、任意後見契約時に結んだ契約内容に基づき後見事務を行います。同意権・取消権はありません。
- 任意後見監督人は任意後見人が適正に後見事務を行っているのか監督し、家庭裁判所に定期的に報告を行います。

※任意後見監督人にも報酬が発生します。

にん い こう けん かん とく にん せん にん し ひつ よう しよるい ひ よう
任意後見監督人選任時に必要な書類・費用

- 1 申立書類
- 2 診断書(成年後見制度用)、診断書付票、本人情報シート(コピー)
- 3 戸籍抄本(本人)
- 4 住民票(本人・任意後見受任者)
- 5 登記事項証明書(任意後見)、本人が成年被後見人等の登記がされていないことの証明書
- 6 任意後見契約公正証書のコピー
費用: 申立手数料、登記手数料、郵便切手で約6,000円かかります。(鑑定費用は除く)